

一般廃棄物処理計画について

市町村は、廃棄物処理法第6条第1項の規定により、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する「一般廃棄物処理計画」として、「基本計画」及び「実施計画」を定めなければならない。計画は、「ごみ処理に関する計画」と「生活排水処理に関する計画」から構成されている。

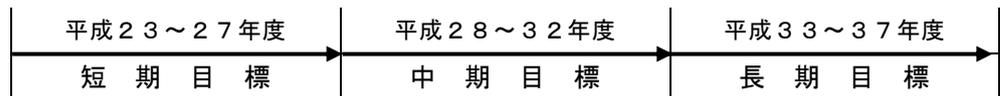
【ごみ処理基本計画策定指針（環境省 H25.6）より】

【基本計画】

一般廃棄物処理に係る中長期的視点に立った基本方針を明確にするものであり、社会・経済情勢、一般廃棄物の発生の見込みなどを踏まえ、3Rなどの事業や処理施設等について検討し、それを実現するための現実的かつ具体的な施策を総合的に策定するもの【廃棄物処理法第6条第1項】

○策定時期 : 平成23年9月策定（現行計画）

○計画期間 : 平成23年度から平成37年度までの15か年の計画



* 計画の目標年次は、3期に分けて設定し、目標年次ごとに改定を行う。

* 平成27年度実施計画は、短期目標の最終年度となる。今後、中長期計画に向けた改定作業の中で年次目標を設定していく。

【実施計画】

一般廃棄物処理基本計画を着実に推進するため、年度ごとの事業実績を踏まえて策定するものであり、一般廃棄物の排出の状況、収集計画、中間処理計画及び最終処分計画を明確にすることとし、市町村はこれに基づき事業を実施する。【廃棄物処理法施行規則第1条の3】

○策定時期 : 前年度の年度末までに策定

○計画期間 : 1年間（年度単位）

* 実施計画は、基本計画を単年度ごとに確実に実施するために策定するもの。策定作業は、基本計画策定時の短期目標で設定されている年度ごとの目標値（計画値）と現状を対比し、効果的な施策を実施するために次年度の方針を確認・修正するもの。

【策定体制等】

基本計画や実施計画の策定にあたっては、関係課からなる『一般廃棄物処理基本計画推進委員会』において協議・検討し、『宇都宮市廃棄物減量等推進審議会』に報告し意見を聴取する。

